

Title	慶應義塾大学藝術学会規約
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学藝術学会
Publication year	2006
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.91, No.1 (2006. 12)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	関場武教授退任記念論文集
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00910001-0276

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾大學藝術文學會規約

第一章 総 則

第一条 本學會は「慶應義塾大學藝術文學會」と稱する。

第二条 本學會は、文學、言語、藝術の研究を目的とする。

第三条 本學會の事務所は東京都港区三田二ノ一五ノ四五慶應義

塾大學文學部文學科研究室に置く。

第四条 本學會は第二条に定められた目的を達成するために左の

事業を行う。

一、会員の學術研究を助成する事業。

二、会員の學術研究を發表する事業。

A、機関誌『藝文研究』の發行。

B、學術研究發表會の開催。

三、その他本學會の目的を達成するに必要な事業。

第二章 会 員

第五条 本學會は慶應義塾大學藝文關係の教授、助教授、講師、

助手及び人会を希望する卒業者、並びに会員二名以上の

推薦により委員會の承認を得た者を以て会員とする。

第六条 會員はその研究を機関誌『藝文研究』及び本學會學術發

表會で發表することが出来る。

第七条 会費は別に定めるところに従う。

第三章 役 員

第八条 本學會に左の役員を置く。

一、委員長 一名。

二、委員 若干名。
三、会計監査 二名。

第九条 委員及び会計監査は会員の選挙によつて慶應義塾大學藝

文關係の在職者の中から選ばれる。

第十条 委員長は委員の互選によつて選ばれる。

第十二条 委員長は委員中から会計、編集その他の専門委員を指名

することがある。委員は委員長を補佐して会務を執る。

会計監査は学会会計の監査を行ふ。

第十三条 各委員の任期は二ヵ年とする。但し重任を妨げない。

第四章 会 議

第十四条 本學會は總会と委員會とを開く。

第十五条 總会は委員長がこれを招集し、会員過半数の出席によつ

て成立する。議事の決定は多數決による。

第十六条 總会は毎年一回開催し、役員の改選、会務報告等を行う。

第十七条 委員會は隨時これを開く。

第五章 経 理

第十八条 本學會の会計年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日

に終る。

本學會の經常費は學校法人慶應義塾その他よりの補助金

並びに会費・寄附金及びその他の収入を以てこれに當て

る。